

埼玉栄中学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

はじめに

本校は、法の趣旨を踏まえた上で、国のいじめ防止基本方針、又は、埼玉県いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じて、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめのない学校づくりに尽力
- (2) 生徒の声を受け止め、しっかり向き合う教職員の対応
- (3) 問題への迅速かつ組織的対応
- (4) 保護者、地域関係機関との連携

2 いじめの防止等の対策に関する事項

(1) 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、いじめ防止対策推進法の基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) いじめ防止等のための組織

① いじめ問題対策委員会の設置

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に、かつ組織的に行うために「いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

② 所掌事項

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定に関すること
- イ いじめ問題への対応に関すること

③ 会議

- ア 委員長は、いじめ防止対策に遅れや遺漏が生じないように適宜開催する。
- イ 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

④ 委員構成

- ア 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- イ 委員長は校長を、副委員長は副校長又は教頭をもって充てる。
- ウ 委員は、教務担当教員、生徒指導担当教員、人権教育担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーにより構成する。
- エ 必要に応じて学年主任、学級担任、部活動顧問、外部専門家等(※)を委員に加えることができる。

(※) 外部専門家等とは、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、保護者、地域の方など

(3) いじめ問題対策委員会の具体的な役割

対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生した際の事実確認や重大事態が起きた際の調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性・中立性を確保するため、監督官庁との連携を図り、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。ただし、監督官庁が本校における調査が困難と判断した場合には、監督官庁による調査を行うものとし、その調査に協力する。問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① いじめ防止のための取組の実施や計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口、情報の収集と共有を担う役割
- ③ いじめの疑いに係る情報があった際の組織的な対応を実施するための中核としての役割
- ④ いじめに関する重大事態が発生した際の調査の主体としての役割

(4) 段階に応じた具体的な取組本校におけるいじめの防止等に関する措置

- ① 未然防止のための取組
学級活動や学校行事、部活動への取組を通して望ましい人間関係形成・社会形成能力を育成する。
- ② 早期発見のための取組
ア 生徒の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する取組
（ア）学級担任による個人面談の実施
（イ）スクールカウンセラーの紹介
（ウ）教科担当と学級担任との日常的な生徒情報の共有
（エ）学年団と教科担当による拡大学年会の実施
（オ）インターネット等の監視結果の活用
- ③ 保護者・地域との連携
ア 保護者会や三者面談の活用
（ア）保護者相談の実施
（イ）スクールカウンセラーの保護者への紹介
- ④ 早期対応のための取組
ア 対策委員会を核とした対応
（ア）把握した情報に基づく対応方針の策定
（イ）対策委員会を核とした役割分担の明確化
（ウ）全教職員による情報共有
- ⑤ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への取組
ア 被害生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
イ 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導等
ウ いじめを伝えた生徒の安全確保
- ⑥ 保護者・地域との連携
ア 被害生徒及び加害生徒の保護者との情報共有並びにそれぞれの保護者の対応
イ 保護者会の実施と協力依頼
ウ 保護者と連携した対応
エ 監督官庁や警察・児童相談所等との連携・協力

(5) 重大事態への対処

- ① 被害生徒の保護・ケア
ア 被害生徒の保護
イ スクールカウンセラーによるケア
ウ 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- ② 加害生徒へ働き掛け
ア 別室での学習の実施
イ 警察への相談・通報
ウ 懲戒や出席停止

- エ 加害生徒とその保護者に対するケア
- ① 監督官庁・関係機関との連携
 - ア 埼玉県学事課への報告と連携
 - イ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- ② 保護者・地域との連携
 - ア 緊急保護者会の開催
 - イ 保護者会本部役員との連携
 - ウ 民生・児童委員等との連携
- ③ いじめ防止対策推進法に基づく対応
 - ア 法第28条に基づく調査
 - イ 法第31条に基づく再調査

(6) 教職員研修計画

- ① 校内研修の実施
 - 生徒指導や教育相談を担当する者の指導力の向上を図るため、いじめに対する指導の在り方や、カウンセリングの理論とその演習、事例研究等について教職員研修を実施する。
- ② 外部団体による校外研修の活用
 - 若手教員や10年経験者、20年程度の経験者を対象とした研修、管理職や主幹教諭等の職層に応じた研修等、あらゆる機会を捉え、できる限り多くの教員がいじめの問題に関する研修を受講する。また、学校において指導の中核となる教員が専門性向上研修（教育課題）等を受講する。

(7) 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- ① 学校ホームページや保護者会の積極的な活用
 - ア 学校ホームページや保護者会を積極的に活用し、日頃からいじめ防止基本方針等について保護者に対し説明する。
 - イ いじめの早期対応の一環として、保護者会役員会を速やかに開催し、保護者に対し情報を提供する。また、これにより保護者との連携・協力関係の構築を図る。
 - ウ 重大事態の際には監督官庁との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校対応などについて説明を行う。
- ② 保護者相談の環境整備
 - 年度当初から、クラス保護者会において個別の相談を随時受け付けることを周知し、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- ③ スクールカウンセラーの保護者への紹介
 - 保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーの活用について年度当初に文書で周知する。
- ④ 被害生徒、加害生徒の保護者に対するケア
 - スクールカウンセラーを活用し、被害生徒の保護者のケアを行う。また、必要に応じ、加害生徒の保護者にも問題解決への協力を依頼する。なお、加害生徒の保護者が自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携下、加害生徒の保護者への助言を行う。
- ⑤ 保護者会の活用
 - 保護者会本部役員等に情報提供するなど積極的に連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(8) 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- ① 地域社会を通じた警察・児童相談所等との連携・協力
暴行や金銭強要等の犯罪行為などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、地域社会を通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。
- ② 警察への相談・通報
被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害生徒を守るとともに周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。
- ③ 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
深刻ないじめの原因一つとして、被害生徒や加害生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。
- ④ 民生・児童委員等との連携
重大事態においては、間断なく生徒たちを見守る必要があり、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での生徒の見守りや巡回を依頼する。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、対策委員会において毎年度、学校基本方針にある各施策の効果を検証し、その見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。